

成年後見制度についてご存じですか？



成年後見制度
PRキャラクター
後犬ちゃん

問 健康福祉課 ☎27-0175

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによってひとりで決めることが心配な人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。成年後見制度以外にも、困りごとや心配ごとを減らすためにさまざまな支援方法がございます。



◆成年後見制度の種類

①法定後見制度

裁判所が「本人の困りごと」の内容を汲みとつて最適な支援者を選任する制度。

②任意後見制度

自分が選んだ支援者に将来お願いしたいことを頼むことができる制度。(公証役場で手続き)

◆法定後見制度に関する裁判所への申立て

本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等ができます。

◆支援者に依頼できること

財産に関することや生活状況の確認、介護サービスの利用手続きのお手伝いなど必要と思われる（または希望する）ことの支援がお願いできます。

◆支援者への費用

法定後見制度の場合、後日裁判所が支援者の活動の状況を判断して費用（報酬額）を決定します。

任意後見制度の場合、公証役場での手続き時に「本人」と「支援者」の合意のもと決定します。
※支払いが困難な方のために費用の一部を補助する制度があります。

厚生労働
成年後見はやわかりページ



保険料の納め忘れはありませんか？

問介護保険料…安八郡広域連合 ☎63-2050
後期高齢者医療保険料…住民保険課 ☎27-0174

「介護保険料」や「後期高齢者医療保険料」を特別な事情なく滞納していると、納付している人の公平を図るために、以下のような措置がとられます。いざというときに安心して利用できるように、保険料の納付にご理解、ご協力ををお願いします。

(1)督促・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収される場合があります。

(2)保険給付の制限

1年以上の滞納から介護サービス費用や医療費の全額がいったん自己負担となるなど、制限がかかります。

(3)財産の差し押さえ処分など

指定された期限までに滞納保険料が納付されない場合、地方税の滞納処分の例（国税徴収法の規定に基づく）により財産の差し押さえ処分などを受ける場合があります。

※災害などやむを得ない特別な理由で保険料の納付が困難な時は、納付猶予や保険料の減免が受けられる場合があります。お早めにご相談ください。